

見沼田圃土地利用審査会の組織及び運営に関する要綱

(平成7年3月31日部長決裁)

第1 趣旨

この要綱は、見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針（平成7年3月10日知事決裁）の3の(5)の②に基づき、見沼田圃土地利用審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

第2 組織

審査会は、14人以内の委員をもって構成する。

第3 構成

審査会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 農業者
- (3) 農業関係団体の長又はこれに準ずる者

第4 任期

- 1 前条の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任することができる。

第5 所掌事項

審査会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針の運用に関すること。
- (2) (1)に掲げるもののほか、見沼田圃の土地利用に係る重要事項に関すること。

第6 会議

- 1 審査会は、必要に応じ随時開催する。
- 2 審査会は、会長が招集する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、審査会に関係者の出席を求めることができる。
- 4 会長は、土地利用を審査するに当たって、当該土地利用が行われる土地が所在する市の市議会の代表者の意見を申し述べてもらうことができるものとする。

第7 会議の公開

審査会の会議は、公開とする。

第 8 会長

- 1 審査会に会長を置く。
- 2 会長は、委員の中から互選する。
- 3 会長は、審査会の進行をつかさどり、審査会を代表する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

第 9 事務局

審査会の事務局は、埼玉県企画財政部土地水政策課に置く。

第 10 その他

この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 7 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 2 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 8 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 8 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。